

(19) 学級会規則

第1章 総則

第1条 学級会における特別教育活動は、学生の自発的な活動を通して、個性の伸長を図り、民主的な生活のあり方を身につけさせ、人間としての望ましい態度を養うことを目標とし、これをふえんするところとなる。

- (1) 学生としての心構えを確立させ、よい習慣態度を身につけさせる。
- (2) 人間としての望ましい生き方を自覚させるとともに、民主的な人間関係を育てる。
- (3) 生活を楽しく豊かなものにするとともに、日常生活における自律的な態度および集団生活において協力していく態度を養う。
- (4) 心身の健康の助長を図るとともに、自主的な職業選択の能力を養う。

第2条 特別教育活動の内容をつぎのようにする。

- (1) オリエンテーション
- (2) 修学指導
- (3) 学生規律の保持、課外活動の適正化等の学生指導
- (4) 学級としての共同生活の問題
- (5) 将来の職業に対する適応の問題
- (6) 心身の健康の保持や安全に関する問題

第3条 特別教育活動においては、できるかぎり学生の自発的な活動を助長して目的を達成するようにすることがたてまえであるが、常に適切な教員の指導が必要である。

第4条 特別教育活動の指導は、主として学級担任があたる。また必要に応じて校長、教務主事、学生主事その他のものがその時間を担当することもありうる。学級担任間はもとより、ひろく教員相互間の理解を深めるとともに常に学生の理解に努め、青年期の特性に即して指導を行うよう留意することが大切である。

第5条 指導計画の作成および実施にあたっては、学生会活動、各授業科目や学校行事等の関連をじゅうぶん考慮することが必要である。

第6条 指導にあたっては、視聴覚教材の利用等によりできるかぎり具体的な事例に則して行うなど、効果的な方法を工夫する必要がある。

第7条 特別教育活動は、第3学年まで実施することになっているが、その内容のうち、第4、第5学年においても実施することが適当なものについては、学級担任の指導のもとに適当な時間を割いて実施する。

第2章 組織

第8条 学級会における特別教育活動を円滑ならしめるため、互選により次の委員を置く。任期は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

- (1) 学級委員長 1名
- (2) 学級副委員長 1名
- (3) 文化委員 2名
- (4) 体育保健委員 2名
- (5) 環境委員 2名

第9条 学級会は互選により、学生会の評議員1名を選出し、評議会へ出席させる。

第10条 学級委員長（以下「委員長」という。）は、学級担任の指導のもと、学級会の運営を統轄する。また、次の任務を負う。

- (1) 学級選出の評議員として評議会に出席すること。
- (2) 学級の規律、風紀に関すること。
- (3) 器物の保全に関すること。
- (4) 火災予防に関すること。

第11条 委員長は、適宜委員会を招集し、議長となる。

第12条 学級副委員長（以下「副委員長」という。）は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。また、次の任務を負う。

- (1) 学級会の副議長として会議の記録を管理すること。
- (2) 文書・掲示の取り扱い等に関すること。
- (3) 学級の会計に関すること。
- (4) 選挙管理委員を兼任すること。

第13条 文化委員の任務をつぎのとおりとする。

- (1) 学級の文化活動に関すること。

(2) 旅行およびレクリエーションに関すること。

(3) 図書に関すること。

第14条 体育保健委員の任務をつぎのとおりとする。

(1) 学級の体育活動に関すること。

(2) 健康診断および検診等、保健行事に関すること。

第15条 環境委員の任務をつぎのとおりとする。

(1) 学内の環境に関すること。

(2) 学校行事における分別回収に関すること。

(3) 学内一斉清掃に関すること。

第16条 学級選出の評議員（委員長）は、評議会の協議事項に関し、必要あれば委員会または学級会で協議し、また評議会の結果を学級会で報告しなければならない。

第17条 委員長、副委員長の選挙は、学級員の2分の1以上の有効投票を得たものを当選とする。これに該当するものがないときは、上位2名の決選投票とする。両名同票のときは、抽選によって当選者を決定する。

附 則

1 この規則は、昭和37年10月1日から実施する。

(この間の附則省略)

附 則（令和3.2.15）

この規則は、令和3年4月1日から実施する。